

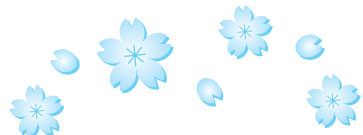
町職員人事

役場職員に次のとおり異動発令がありました。

	新		旧		氏名	
	新	旧	新	旧	新	旧
【課長職】	建設課長兼建設グループリーダー	建設課建設グループリーダー	賀	沢	正	
	総務課長兼総務グループリーダー	総務課総務グループリーダー	黒	田	耕	喜
【グループリーダー職】	町民課児童保育グループリーダー兼保育所長	町民課町民保健グループリーダー兼保健センター所長	渡	辺	龍	子
	教育委員会出向 公民館長	建設課産業グループリーダー	磯	辺	正	一
	町民課町民保健グループリーダー兼保健センター所長	総務課企画グループリーダー	青	木	隆	
	総務課企画グループリーダー	町民課児童保育グループリーダー兼保育所長	根	本	忠	忠
	建設課産業グループリーダー	農業委員会出向 農業委員会事務局長	渡	辺	忠	義
	出納室長	総務課総務グループサブリーダー	古	市	良	彦
【グループサブリーダー職】	町民課福祉環境グループサブリーダー	建設課建設グループサブリーダー	小	柳	薫	
	建設課産業グループサブリーダー	総務課企画グループサブリーダー	松	本	正	人
	総務課総務グループサブリーダー	町民課福祉環境グループサブリーダー	大	和	田	俊
	農業委員会出向 農業委員会事務局長	建設課産業グループサブリーダー	根	本	英	俊
	建設課建設グループサブリーダー	建設課総括主任主査（建設グループ）	坂	本	久	男
	町民課税務グループサブリーダー	建設課総括主任主査（産業グループ）	松	本	貴	文
	建設課建設グループサブリーダー	双葉地方水道企業団派遣	渡	辺	弘	幸
	総務課企画グループサブリーダー	町民課総括主任主査（税務グループ）	松	本	信	
【グループ員職】	町民課総括主任児童厚生員（児童保育グループ）	教育委員会出向 総括主任教諭	松	本	幸	枝
	町民課総括主任保育士（児童保育グループ）	町民課主任保育士（児童保育グループ）	松	本	記	美子
	町民課主任主査（町民保健グループ）	教育委員会出向 主任主査	芳	賀	弘	美
	町民課主任主査（福祉環境グループ）	建設課主任主査（産業グループ）	木	田	正	一
	双葉地方水道企業団派遣	総務課主任主査（企画グループ）	佐	久	間	隆
	教育委員会出向 主任主査	町民課主任主査（町民保健グループ）	坂	本	淳	
	建設課主任主査（産業グループ）	双葉地方水道企業団派遣	久	田	宗	俊
	町民課主任主査（町民保健グループ）	教育委員会出向 主任主査	小	松	和	真
	総務課主任主査（企画グループ）	町民課主任主査（福祉環境グループ）	松	本	房	幸
	教育委員会出向 主任主査	町民課主任主査（町民保健グループ）	林	澄	子	
	建設課主任主査（産業グループ）	建設課主査（産業グループ）	黒	田	泰	将
	町民課主査（町民保健グループ）	総務課主査（総務グループ）	渡	辺	幸	貴
	総務課主査（総務グループ）	町民課主査（町民保健グループ）	北	郷	功	
	町民課主査（福祉環境グループ）	町民課主事（福祉環境グループ）	志	賀	裕	一
	町民課主査（町民保健グループ）	町民課主事（町民保健グループ）	鈴	木	恵	
	総務課主事（企画グループ）	総務課主事補（企画グループ）	坂	本	充	宏

新採用	新		旧		氏名	
	新	旧	新	旧	新	旧
新採用	建設課（建設グループ）		佐	藤	和	也
	教育委員会出向（幼稚園）		松	下	愛	
	建設課（産業グループ）		秋	田	尚	志

退職 (平成18年3月31日付)	旧		氏名		
	旧	氏名	旧	氏名	
	参事兼建設課長	塚	越	義	英
	参事兼総務課長	坂	本	道	明
出納室長兼収入役職務代理者	根	本	一	男	
町民課総括主任児童厚生員	渡	辺	友	子	



平成19年

歌会始のお題及び 詠進歌の詠進要領

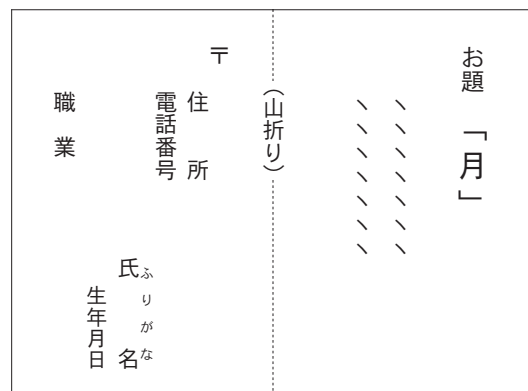
宮内庁

1 平成19年歌会始のお題
「月」と定められました。

2 詠進歌の詠進要領

- 詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- 書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。
- 無職の場合は、「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。
- なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
- 用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。
- 病気又は身体障害のため毛筆に

書式図（横長）



て自筆することができない場合は左記によることができます。
ア 代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

3 注意事項

- 次の場合には、詠進歌は失格となります。
(1) お題を詠み込んでいない場合
(2) 一人で二首以上詠進した場合
(3) 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
- 詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
- 2の(4)に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
- 住所、氏名、生年月日、職業を書かないものその他この詠進要領によらない場合
- 詠進の期間
お題発表の日から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。
- 郵便の宛先
〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。
- 疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。
また、宮内庁ホームページ
(<http://www.kunaicho.go.jp/12/012-08.html>) を御参照ください。

狭い踏切は、お互いに
ゆずりあって



「ごみステーション」の 利用についてお願い



- ◎収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ごみは収集日の午前8時30分までに出してください。
- ◎ごみは指定された袋に入れて出してください。
- ◎「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。